

海老が作そばの会 会則

(総 則)

- 第1条 本会は『海老が作そばの会』と称する。
第2条 本会の事務所は、会長宅または市内在住の役員宅に置く

(目 的)

- 第3条 本会は、そば愛好者の親睦の会であり、そば打ちの技術向上と教習を図ることを目的とする。

(活 動)

- 第4条 本会は、目的達成のため次の活動をする。
(1) 定例会は、原則毎週第1土曜日及び第3日曜日とし、そば打ちの技術向上と教習を行う。
(2) その他、目的達成のため必要な活動を行い、地域振興に対する社会貢献活動を推進する。

(役 員)

- 第5条 本会に、次の役員を置く。
会長1名、副会長1名、会計1名、会計監査1名
第6条 役員を選出は総会において会員の互選により決める。
第7条 役員の仕事は次のとおりとする。
(1) 会長は会を代表すると共に、会の円滑な運営を図る。又、総務も担当する。
(2) 副会長は会長を補佐すると共に、一般会務を行う。万一会長に事故がある時はその職務を代行する。
(3) 会計は会計業務を行う。また、会長を補佐する。
(4) 会計監査は会計業務の監査を行う
第8条 役員の仕事は、1年とする。ただし、再任を妨げない。また、補充役員が選任された場合の仕事は、前任者の残留仕事とする。

(会 員)

- 第9条
(1) 本会の会員は、次のとおりとする。
①正会員 そば打ちの技術向上と教習を図る事を目的とする者
②賛助会員 そば打ちの技術向上を賛助する事を目的とする者
(2) 本会への入退会は自由とする。入会金及び会費の納入をもって入会とし、会費の滞納をもって退会とする。

(会 議)

- 第10条 会議は、総会と役員会とする。
(1) 総会は、毎年4月に開催し次の事項について審議する。
① 事業計画 ② 予算・決算 ③ 規約改正 ④ その他必要事項
(2) 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数の賛成をもって決定する。総会の議長は、会長が行うものとする。
(3) 役員会は、会の運営について協議する。

(4) 役員会及び臨時総会は、必要に応じて会長が招集する。

(会 計)

第11条 本会の活動年度及び会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費等)

第12条 本会の必要経費は、入会金、会費、その他の収入によって賄う。

第13条 入会金は、正会員 1,000 円、賛助会員 100 円とする。

第14条 会費は、正会員 1 ヶ月 500 円とし、原則 6 ヶ月分を前納するものとする。
賛助会員は、年会費 500 円とし、前納するものとする。

第15条 納入された入会金及び会費は返還しない。

第16条 会の収入は、会場使用料、器材購入費、親睦費用等により会員に還元される。

この会則は、2017年8月4日より施行する。

2018年7月18日改正

2019年4月5日改正

2021年4月4日改正

2022年4月17日改正